

- ④ 一九七三年 国家代表等に対する犯罪防止条約
- ⑤ 一九七九年 人質を取る行為に関する条約
- ⑥ 一九八〇年 核物質防護条約
- ⑦ 一九八八年 空港暴力行為防止議定書
- ⑧ 一九八八年 海上犯罪防止条約
- ⑨ 一九八八年 大陸棚固定プラットフォーム安全条約
- ⑩ 一九九一年 プラスチック爆薬探知識別措置条約
- ⑪ 一九九七年 爆弾テロ防止条約
- ⑫ 一九九九年 テロ資金供与防止条約

これらの条約に共通の特色として第一に、締約国は条約の主題に該当する行為類型を国内法で犯罪と規定しておくことが義務づけられます（犯罪化義務）。犯罪実行以前に一定行為を禁止する法がない限りは個人を処罰してはならないという「罪刑法定主義」を満たし、それにより併せて引渡の際の「双方可罰性の原則」に合致させるための義務です。そして第二に、他国に犯人を引き渡さない締約国は、必ず自国で訴追のための手続きをとることが求められます。条約締約国は、「引き渡すか訴追か」のどちらかを選択しなければならず、ハイジャックを行ったり、核物質を盗んだり、外交官を誘拐したりといったテロ行為をはたらいた容疑者が締約国のどこの国で発見されようとも司法の裁きを

受けずにはおかないように取り計らいました。世界中のどこにも逃げ場をなくすべく締約国が協力して刑事管轄権を設定しておくという特色に鑑みてこれらの条約を「普遍主義に基づく裁判権設定の義務」を課す条約ということもあります。

ところで、さきほど述べましたように、東京条約とプラスチック爆薬探知識別措置条約は、国内法上の犯罪化義務が課されておらず、犯罪化について国家の裁量の範囲が残るため、他のテロ防止条約に比べ普遍的裁判管轄権の設定が不十分になります。テロリズムの確立した定義がない現状でどのような行為をテロリズムの一類型として禁止する条約があるかを示すことに意義があると考え、あえてテロ防止条約のカテゴリーに入れました。

日本は、G8の中では英国、カナダに続いて三番目に前記一二の条約すべてを批准していますが、これを可能にするために既存の国内法の改正、整備に努力しています。なかでも一九八七年の刑法改正により日本の刑法典を「条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する」(第四条の二)ことが可能になったため、外国人の国外犯を日本国内で訴追のための手続きに付す基盤が確立しました。

バイオテロ防止の爆弾テロ条約

ところで、テロ防止条約の中には、バイオテロリズム防止に関係する条約はあるのでしょうか。

九七年の爆弾テロ条約は、「爆発物その他の致死装置を、人の身体への重大な傷害や施設の広範な

破壊等を生じさせる意図をもって公共の場所に設置する行為等」(第一条三項)を国際犯罪と定め、締約国が自国で犯人の身柄を拘束した場合に裁判ができるよう国内法を整備することを義務づけています。爆発物以外の「その他の致死装置」として条約は、「毒性化学物質、生物剤、毒素、放射性物質等の放出 (release)、発散 (dissemination)、影響 (impact) によって人を死亡させ得るような装置」(同) といった兵器を規定しているので、これはバイオテロ防止条約といえます。

条約上の犯罪者を締約国のどこであれ裁くことができるように国内法を整備することが求められていますので、爆弾テロ条約批准に際して、生物兵器についての既存の国内法の見直しが行われました。たとえば爆弾テロ条約では、生物兵器を傷害の意図で公共の場所に設置すること自体で犯罪となりますが、従来の日本法上は、設置自体では犯罪とはなりません。そこで、既存の国内法を改正しました。その際、テロのことは視野になく、伝統的な国家間の戦争における使用を念頭において生物兵器の製造や保有を禁止した国際条約を受容するために制定した国内法の改正が必要となりました。

そこで、バイオテロ防止のための国内法のあり方を見る前提として、バイオテロリズムの防止に関わる二つの流れのうち生物兵器の禁止の側面を節を改めて考察します。

3 バイオテロ防止のための国際法

生物兵器禁止条約と検証議定書の挫折

生物兵器の使用を封じ込め製造を禁止しようとする動きは、国連総会で採択するさまざまなテロ行為の防止条約とは別のフォーラムで行われてきました。生物兵器の歴史は古く、古代の聖典にも使用例が記されていますが、一四世紀に蒙古軍がペストに侵された死体を城内に投げ込んだのがきっかけとなって欧州にペストが蔓延したとか、南米を植民地化する過程でスペインが、また、一八世紀の北米での英仏植民地戦争で英国が、天然痘菌のついた衣類を贈って現地住民を大量に死亡させたなどという記録があります。

一九世紀末には毒ガスの使用が危惧されるようになり、一八九九年に「窒息性または有毒性のガスを撒布する投射物に関する宣言」(毒ガス禁止宣言)という毒ガス禁止の条約が採択されましたが、第一次世界大戦では毒ガス兵器や化学兵器が戦闘に衝撃的に登場しました。まず、ドイツ軍が窒息性ガス(塩素ガス、続いてホスゲン)を用い、英軍が同じガスを報復使用すると、ドイツ軍は今度は窒息性ガスと異なりガスマスクで防護不可能なマスタードガスを使用しました。この時期、化学兵器の悲惨の陰に隠れて生物兵器の存在は目立たなかったのですが、ドイツ軍工作員がフランスに輸出される牛

馬を動物由来感染症（人畜共通感染症）をもたらし鼻疽菌に感染させ、仏軍の弱体化を狙ったことが知られています。

第一次大戦後、一九二二年の「ワシントン潜水艦および毒ガス使用制限条約」はフランスの反対で結局発効しないままに終わりましたが、二五年の「毒ガス禁止議定書」（正式名称は「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書」）において、すべての毒ガスの使用および生物兵器の使用が禁止されました。条約本文ではまず、毒ガスII化学兵器を禁止した後「この禁止を細菌学的戦争手段の使用についても適用すること」という文言をおいて生物兵器も併せて禁止しています。ただ、禁止といっても「使用」が禁止されたに過ぎず、製造や開発、実験などは野放しのままでした。ちなみに、第二次大戦中、毒ガス禁止議定書の締約国ではなかった日本の七三一部隊が中国大陸で炭疽菌やペスト菌などの生物兵器を使ったとされています。

第二次大戦後は、生物兵器および化学兵器の開発の主力は米ソが担うようになりましたが、米国は一九六九年に生物兵器は制御不可能で実戦では使えないという理由でその一方的廃棄を宣言し、翌七〇年には廃棄を毒素兵器に拡大しています。米国が本当に生物兵器を実戦上有効な兵器ではないと考えて一方的廃棄を宣言したのかについては、当時からさまざまな憶測がなされてきました。いずれにせよ、七二年にはジュネーブ軍縮委員会（CCD）で「生物兵器禁止条約」（正式名称は「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」）が採択され、生物兵器の開発、生産、貯蔵、取得、保有が禁止され（第一条）、すでに保有している生物兵器やその運搬手段

は、条約発効後九カ月以内に廃棄するか平和目的に転用することが義務づけられました(第二条)。

もっとも生物兵器の研究自体について条約では何も規定されていないことから禁止されてはいないと解釈されていますし、生物兵器の検知・防除手段を考案する目的で、また、軍人用ワクチン生産や特殊防護服開発のために少量の病原体を開発し製造する活動は条約違反とはなりません(第一条(1))。

化学兵器はすでに戦場での有効性が証明されていたため、米ソなど保有国が全廃条約に賛成する可能性はないと考えられ、条約の作成は断念されていました。しかし、イラン・イラク戦争でマスタードガスが使用され数千人の死者をみたことなどにより、国際社会の化学兵器に対する取り組みの必要性が再認識され、九三年には軍縮会議(CD)で化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲および使用を禁止する条約が作成されています。前述のように、この条約の適用対象には広義の生物兵器に含まれる毒素兵器も入っています。ところで、この「化学兵器禁止条約」(正式名称は「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」)では、化学兵器の廃棄を検証するための化学兵器禁止検証機関(OPCW)を設立し、疑惑をもたれる対象施設への無制限の立ち入りによる査察を含め、さまざまな検証措置を用意しています(第八条および「検証附属書」)。化学兵器禁止条約に規定する疑惑施設への無制限の立ち入りは、すでに存在する兵器の全廃をめざす軍縮条約については史上はじめて実現した徹底的な査察です。一九五九年の「南極条約」も南極の非軍事化とそのため締約国会合構成国による完全な立ち入り査察を規定しますが、削減や全廃を求められていた兵器が存在したわけではない南極と化学兵器条約を並べて比較することはできません。

一方、生物兵器禁止条約には検証規定がありません。そのため、締約国の義務である生物兵器の廃棄や兵器の開発・製造の禁止が遵守されているかどうか確認するすべがありません。事実、いくつかの違反があったことが確認されています。たとえば一九七九年、ソ連のスペルドロフスク市で条約で禁止されているはずの炭疽菌漏出疑惑が囁かれ、ロシアは九二年に条約違反を認めています。検証規定を条約がもたないことは当初から問題と考えられており、条約発効後五年ごとに開催される「条約の規定の遵守を確保するようにこの条約の運用を検討する」(第一二条) 会議で検証措置の代替となる方法を模索してきました。第一回の運用検討会議(八一年)では、前述のようにソ連の条約違反が話題となったため、第二回(八六年) 会議でさまざまな信頼醸成措置を導入し、第三回会議(九一年)ではそれを拡充するとともに検証措置を検討する政府専門家グループ設置が合意され、検証議定書作成に乗り出しました。第四回会議(九六年)には間に合わず、第五回会議(二〇〇一年一月) 開催前の三月に検証議定書草案統合テキストが提出されましたが、七月に米国が同テキストに反対を表明するのみならず、議定書交渉の全面的見直しを求めました。9・11および炭疽菌テロ発生後に開かれた第五回会議以降、生物兵器検証議定書の採択はほぼ不可能になりました。

米国は、今後、生物兵器使用の可能性はほとんどテロによる場合に限定されると判断し、締約国が申告した設備や生物剤についての内容が正確であるかについての定期的な訪問や査察が中心となる検証議定書は、費用対コストを考えると有効な方式とはいえないと批判しました。さらに、米国が検証議定書草案に反対した理由としては、世界をリードする米国のバイオ産業が多大なコストをかけて開発

した製品——一説では、一つの製品を開発するために二〜五年の歳月と八億ドル以上のコストがかかるということ——の秘密が査察によって危うくされることは耐え難いことが挙げられました。

拒否を表明した検証議定書草案統合テキストの代案として米国が提案したのは、第一に各国が国内法で生物兵器禁止条約の違反を「犯罪」として処罰できるように国内的措置をとること、また国内で処罰しない場合に円滑な犯罪人引き渡しが可能ないように、二国間犯罪人引渡条約を締結しておくことです。これは、一連のテロ防止条約が締約国に命じているのと同じ内容ですし、生物兵器禁止条約第四条が規定する国内実施措置を具体化したものであるともいえます。第二に、各国の病原性微生物管理体制の相違が大きいことに鑑みて、世界保健機関（WHO）のガイドラインと同等以上の厳格な安全基準を設けるように提唱しています。第三に疑わしい発症が見られたときには自然発生か否かを見極める検査体制を国連の枠組みで作り上げることが、バイオテロ防止・処罰に効果的であるとしています。生物兵器禁止条約第五条に規定する協議・協力義務の具体化です。実際、イラン・イラク戦争当時、国連の事実調査団がイラン領域で——イラクの領域内に入るとはイラクが同意しませんでした——化学兵器・生物兵器の利用についての実態調査を行ったことがあります。この実績の上に現実的な査察手続を作り上げていけばよいというのが米国の見解でした（余談ながら、イラクが生物兵器禁止条約の締約国となったのは、湾岸戦争後の一九九一年のことです）。

確かに締約国が病原性微生物を保有する施設としてあらかじめ申告している場所を訪問員や査察員が訪問または査察しても大した効果は期待できません。化学兵器に比べても生物兵器に関しては証拠

隠滅や秘匿が容易であることを考えると、兵器保有の疑惑が生じた場所に、または通常では起きない感染症が大規模に発生した場合に、査察員が速やかにその国に入国し未申告施設を現地査察できる仕組みを整えておかなければ有効な検証は困難です。しかし、それが同時にバイオ産業の活動を妨げたり企業秘密の保持を危うくするものとならないように、訪問や査察の工夫、守秘義務の徹底などが講じられなければならないでしょう。

生物兵器禁止検証議定書草案統合テキストは挫折しました。将来、再び検証議定書の作成に着手するかまたは他の方法で条約の遵守確保措置を設定するのは不明ですが、留意しておかなければならないことは、いまや生物兵器を使用するのはほとんどテロリストであろうと考えられているという現実です。したがって、国家による条約遵守を調査することが無意味とは言わないまでも、まず第一に非国家主体であるテロリストを処罰し得る国際的枠組を模索しなくてはなりません。

現状で諸国が実施可能なことは、国内法を整備してバイオテロを抑止するための爆弾テロ条約の締約国となり、また生物兵器製造に有益な剤や設備の国内移動および輸出入状況ができるかぎり正確に分かるように輸出管理法制や保健法制を整備しておくことです。以下、日本の法整備を見ていきます。

バイオテロに対する国内法整備

日本は、一九二五年の毒ガス禁止議定書を四五年後の一九七〇年に批准しました。七二年の生物兵器禁止条約は七五年に発効しましたが、日本は八二年六月八日に「生物兵器禁止法」（正式名称は「細

菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律」を公布し同時に条約に加入しています。生物兵器禁止条約は、すでに見たように開発、生産、貯蔵、取得、保有を禁止しますが（第一条）、使用自体には言及がありません。生物兵器禁止法は条約の禁止事項についての文言をほとんどそのまま再録しているため、「使用」の禁止または「使用の脅迫」はやはり入れられていませんでした。生物兵器の製造違反は一年以上の有期懲役または五〇〇万円以下の罰金、所持等違反は一〇年以下の懲役または三〇〇万円以下の罰金を科す旨が規定されています（第九条）。

九七年に作成され二〇〇一年五月に発効した爆弾テロ条約を日本は九八年に署名していますが、批准は七つの法を一括して改正する「爆弾テロ防止条約国内実施法」（正式名称は「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」）の公布を待つて、二〇〇一年一月に行いました。一括改正された法は、生物兵器禁止法、化学兵器禁止法（「正式名称は「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」（九五年）」）、サリン防止法（正式名称は「サリン等による人身被害の防止に関する法律」（九五年）」）に加えて、爆発物取締規則、原子炉等規制法、放射線障害防止法、火炎びん使用処罰法です。

このうち改正された生物兵器禁止法においては、禁止行為が拡大し、生物兵器を使用した者は無期もしくは二年以上の懲役または一〇〇〇万円以下の罰金に処せられるようになり、また、兵器にはなっていない生物剤や毒素をみだりに発散した者は一〇年以下の懲役または五〇〇万円以下の罰金

を科せられるようになりました。それぞれの未遂罪も規定されています。ところで、「発散」という語は爆弾テロ条約の用語「発散」(dissemination)に合わせたものですが、食物に毒素を混入させることや米国の事件のように菌を郵便物に同封することが「発散」に該当するかどうか一部には疑義も呈されています。また、生物兵器禁止法には国外犯処罰規定はありませんが、前述のように八七年に刑法四条の二により条約が規定する場合の国外犯処罰が可能になったので、生物兵器禁止法の改正においても国外犯処罰規定が入れられました。

4 生物兵器不拡散のための輸出管理法制の拡充

オーストラリア・グループ (AG) の役割

大量破壊兵器の不拡散を実現するためには、大量破壊兵器の製造、保有、使用などを禁止する条約の作成が重要であることはいまでもありませんが、それだけでは当然不十分です。前節で問題としたように、条約が本心に遵守されているのかを検証し、違反者に制裁を科す仕組みが機能しないならば条約は単なる飾り物でしかありません。また、条約に加入しない国は遵守義務がないので、条約に加入しないで兵器製造を試みる国に対しては条約の存在は何ら抑止効果になりません。核不拡散条約 (NPT) に加盟せずに核兵器を保有するインドやパキスタンがよい例です。そこで、条約の補完と

して大量破壊兵器の不拡散をめざす国家グループが、核兵器、生物兵器、化学兵器およびそれらの運搬手段の開発や製造に有益な物品や技術の輸出に一定の規制をかけるという方法が採られています。

化学兵器および生物兵器については、イラン・イラク戦争で化学兵器が使用されたことに衝撃を受けて一九八五年に、化学兵器に転用し得る化学剤やその施設・設備の国際輸出管理レジームとして設立されたオーストラリア・グループ（AG）があります。九二年には、AGの輸出管理は生物兵器関係の実験施設、微生物培養施設、毒素および微生物へと拡大しました。現在、三三カ国と欧州委員会が加盟しており、八〇種類の生物剤とそれを作る製造設備七品目を規制対象としています。規制対象地域は、生物兵器製造が懸念される国だけではなく全世界です。もともと、規制対象となった品目は輸出禁止となるわけではなく、輸入国の、また再輸出が行われる場合には最終的な輸入国の需要者が、生物剤や設備が兵器製造に利用されずもっぱら平和的利用にとどまるということを証明する場合には、規制対象品目を輸出することが可能となるという制度です。

9・11後の二〇〇二年六月にパリで開催されたAG会合においては、輸出許可についての公式のガイドラインを採択し、原則としてすべての物品を対象とするキャッチオール制（これについては次の項で説明します）を採用することを規定しています。AG自体が条約に基づいて作った国際組織ではなく、AGが作成する文書も国際法として法的拘束力をもつものではありませんが、メンバー国は国内法にAGでの合意を盛り込む最大限の努力を行っています。バイオテロ抑止の観点から、輸出管理の下に置く発酵製造槽の閾値を一〇〇リットルから二〇リットルに下げたり新たに八種類の毒を管理

リストに加えたりしました。

さらに、モノの移動だけではなくヒトの移動も管理することが決定されました。具体的には、国内において外国人に安易に技術を移転しないためのみなし輸出管理や外国人留学生や研究者への査証発給の厳格化が合意されましたが、これはもともと、AGは途上国のバイオ産業の発展を阻害する制度としてAGに反発していた国々の不満を一層強める結果ともなっています。自由で公平な貿易や生物剤の平和利用のための国際協力と大量破壊兵器不拡散のための生物剤等の移転の厳格な監視とはなかなかバランスを取ることが困難であるのが事実です。

キャッチオール制の採用

AGで採択する生物剤や製造施設の規制リストが不十分である場合、AG全体の合意としてリストを補充するのは時間がかかる作業なので、国内法による自発的な輸出管理強化を図る国が出てくるのは自然なことです。この観点から、まず米国とドイツが、続いてEU、オーストラリア、ニュージーランドがキャッチオール制度を採用しました。

これは、輸出管理を行うべき物品や技術をあらかじめ特定することなく、一定の懸念が生じる場合には輸出されるすべての物品・技術を規制対象として個別の輸出許可申請を要求するという制度です。キャッチオール制をとる諸国や機構は、国内企業が輸出する相手——最終的な受取人——が大量破壊兵器製造のために当該物品や技術を使用することを知っていたかあるいは状況から当然知っていたし

かるべきである (have reason to know または have grounds for suspect) ときには個別の輸出許可を政府に申請すること (「know 要件」)、および政府が業者に求めたときには許可申請をすること (「inform 要件」) を要求しています。自国が輸出許可を付与しなかった場合、不許可とした団体・企業や物品を他のAGメンバー国に通報し、警戒すべき相手についての知識を共有することになっており、これは相当の効果があると評価されています。

日本は、従来「外国為替及び外国貿易法」並びに「外国為替令および輸出貿易管理令」で、AGの規制リストにあるものを個別の輸出許可にかからしめ、一九九六年以降はさらに八七品目を補完的輸出規制の対象としていましたが、欧米のキャッチオール制に比べるとまだ網の目が荒く輸出管理制度の抜け穴として利用される恐れもありました。そこで、日本も二〇〇一年一月に外国為替令及び輸出貿易管理令を改正してキャッチオール制を採用することとし、二〇〇二年四月より実施されています。

日本のキャッチオール制の特色として、「know 要件」よりも客観的な用途要件と需要者要件を採用していることが挙げられます。すなわち、欧米の know 要件は主観的で基準が不明確になるとして、契約書に記載される内容からまた取引の直接の相手方の連絡により大量破壊兵器に利用されるということがわかる場合 (「用途要件」) および物品の需要者が過去に大量破壊兵器の開発を行っていたという情報が契約書関連文書や取引の直接の相手側からの連絡によってわかった場合 (「需要者要件」) には、経済産業大臣の個別の許可がなければ輸出はできないという方法を採用しているのです (「客観

的要件」)。また、大臣の通知により許可申請をするよう要請された場合（「Inform 要件」）も同様です。しかし、キャッチオール制は貿易障害にもなりますので、対象地域は全世界ではなく、大量破壊兵器についてのすべての多国間条約の締約国であり、かつすべての国際的輸出管理レジームに参加している二五カ国（いわゆる「ホワイト国」）を除く全地域としています。キャッチオール制の採用により、補完的輸出管理の対象品目ではないため、従来日本から輸出され大量破壊兵器製造用に使われる可能性のあったステンレス鋼やベアリングなどが輸出許可の対象となりました。

5 まとめ

以上、バイオテロをめぐる国際的枠組みを概観しました。まとめますと、主権国家が並存する国際社会の現状で可能なのは以下のようなことではないかと思えます。

- ① 生物兵器の使用、開発、製造、移譲、保有などを防ぐジュネーブ議定書と生物兵器禁止条約の締約国となり、後者の条約を実施するために有効な国内法を策定する。
- ② 生物兵器禁止条約検証議定書採択の望みがなくなった現在、国内措置により、一国の領域内で病原性微生物の管理を厳格に行うことおよび国際連合やWHOなど関係国際組織の紛争解決機能や基準設定機能を活用することにより、可能な限りの履行確保を図る。

③爆弾テロ条約の締約国となる。同条約は、バイオテロを国際犯罪と規定し、容疑者の身柄がいかなる締約国で拘束された場合でも、その国で訴追のための手続きをとることができる仕組みをもち、犯罪者の逃げ場がなくなるというように、バイオテロリズムを処罰するための最も有効な国際的枠組みであるからである。

④生物兵器禁止条約や爆弾テロ条約の履行を完全なものにするためには、二国間の犯罪人引渡条約や犯罪人引渡の国内法が重要なので、条約や国内法の整備を行う。

⑤生物兵器禁止条約と爆弾テロ条約を補完するものとして、国際的な輸出管理レジームがある。AGに多くの国が加盟し、生物兵器製造に役立つ物品や技術の国際的な移動を規制することができるよう努力する。

国際法による規制は決して十分ではありませんが、国際司法協力を拡充し、国際法が確実に実行できるように国内法を整備しておくことにより、相当程度国際バイオテロを防止し処罰することができます。わが国はさらに、国際的規制を一步進めるために有効な措置を国際的フォーラムで提案し、その実現を待たずにかかる措置を率先して国内で実行し、範を垂れることが重要であるといえるでしょう。

注

(1) 杉島正秋「生物・毒素兵器拡散問題」納家政嗣・梅本哲也編著『大量破壊兵器不拡散の政治経済学』

- (有信堂、二〇〇〇年)一五五―一五七頁。
- (2) たとえば宮坂直史『国際テロリズム論』(芦書房、二〇〇二年)四八―五一頁。
- (3) 防衛庁防衛政策懇談会『第一三回会合資料「生物兵器対処について」』(二〇〇二年三月)(未公開)より。
- (4) J. R. Bolton, "The U. S. Position on the Biological Weapons Convention: Combating the BW Threat," a paper presented at Tokyo-American Center on 27 August 2002, p. 6.

参考文献

- 浅田正彦・杉島正秋「化学兵器の拡散と拡散防止」納家正嗣・梅本哲也編著『大量破壊兵器不拡散の政治経済学』(有信堂、二〇〇〇年)一一三頁―一四二頁。
- 新井勉「生物兵器の禁止と検証―化学兵器との比較検討」『軍縮・不拡散問題シリーズ』第一四号(二〇〇一年六月)。
- 杉島正秋「生物・毒素兵器拡散問題」納家政嗣・梅本哲也編著『大量破壊兵器不拡散の政治経済学』(有信堂、二〇〇〇年)一四二頁―一六七頁。
- 杜祖健『生物兵器、テロとその対処法』(じほう、二〇〇二年)。
- 宮坂直史『国際テロリズム論』(芦書房、二〇〇二年)。
- 最上文二『バイオテロと医師たち』(集英社、二〇〇二年)。
- 山内一也・三瀬勝利『忍び寄るバイオテロ』(日本放送出版協会、二〇〇三年)。
- 和気朗『生物化学兵器』(中央公論社、一九六六年)。

ケン・アリベック (山本光伸訳) 『バイオハザード』(二見書房、一九九九年)。

ウェンディ・バーナビー (楡井浩一訳) 『世界生物兵器地図―新たなテロに対抗できるか』(日本放送出版協会、二〇〇二年)。

ジュデイス・ミラー、ステイヴン・エンゲルバーグ、ウィリアム・ブロード (高橋則明等訳) 『バイオテロ! ―細菌兵器の恐怖が迫る』(朝日新聞社、二〇〇二年)。

ジェシカ・スターン (常石敬一訳) 『核・細菌・毒物戦争―大量破壊兵器の恐怖』(講談社、二〇〇二年)。
Jonathan B. Tucker & Raymond A. Zilinskas, *The 1971 Smallpox Epidemic in Alaska, Kazakhstan, and the Soviet Biological Warfare Program* (Center for Nonproliferation Studies, Occasional Paper No. 9, 2002).

Jean Pascal Zanders, Melissa Hersh, Jaqueline Simon & Maria Wahlberg "Chemical and Biological Weapon Developments and Arms Control" in *SIPRI Yearbook 2001: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford University Press 2001), pp 513-548.

日本学術会議環境保健学研究連絡委員会主催公開シンポジウム
環境と健康の危機管理

シンポジウムのまとめ

角田 文男

本シンポジウムは、第18期日本学術会議環境保健学研究連絡委員会(環境保健学研連)が主要な活動行事として企画し、第75回日本産業衛生学会(学会長:住野公昭 神戸大学大学院教授)の関連行事のひとつとして共催されたものである。

第18期環境保健学研連では、今日の環境保健問題の中で国民の最大関心事の1つである「生存環境の危機管理・安全」について、それぞれの科学分野における第一人者、あるいは専門家を講師とする一連の公開シンポジウムを企画し開催している。

今回はシンポジウムの共催を快諾いただいた第75回日本産業衛生学会の開催地が神戸であることから、阪神淡路大震災や大阪教育大学附属池田小学校事件、国際都市等々が意識されてシンポジウムの主題を「環境と健康の危機管理」と決めた。当研連委員の圓藤吟史教授(大阪市立大学大学院医学研究科産業医学分野)が中心となって企画、運営いただいた。

シンポジウムでは、①地域における環境危機管理、②学校における安全危機管理、③海外赴任における心の危機管理、④医療における安全対策、および⑤企業における危機管理の5題が講演されて、それぞれ活発な質疑応答があって、盛会裡に終了した。

これらの講演の内容は、各講師によってわかりやすく、その要旨を論文形式に書き改められ、本誌【公衆衛生】66巻10号(2002年10月)から本号まで連載されているので、読者にはぜひ参照いただきたい。

閉会にあたり、住野公昭学会長から「危機管理・安全を主題としたシンポジウムは時機を得た企画であり、講演では、地域・学校・職域、また

表 第18期日本学術会議環境保健学研究連絡委員会

委員長

角田文男(岩手医科大学名誉教授)

委員

内山巖雄(京都大学大学院工学研究科環境衛生学教授)

圓藤吟史(大阪市立大学大学院医学研究科産業医学教授)

岸 玲子(北海道大学大学院医学研究科公衆衛生学教授)

小林隆弘(国立環境研究所環境健康部上席研究官)

近藤健文(慶応義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教授)

佐藤 洋(東北大学大学院医学系研究科環境保健医学教授)

清水英祐(東京慈恵会医科大学環境保健医学教授)

二塚 信(熊本大学医学部公衆衛生学教授)

丸山 務(麻生大学環境保健学部食品衛生学教授)

医療現場や海外生活時などのさまざまな立場・状況からみた“備えのシステム”について、それぞれの専門家によって、近々経験された教訓や日頃のご指導の視点からご講演いただき、参加された学会員や市民ともども意見を交換し、討議を深めたことは意義深く、この成果を各位の現場に活用されるように」との挨拶がなされた。

この挨拶の趣旨は、主催者側一同の等しくするところであり、このシンポジウムにご参加いただいた講師ならびに座長の各位に深甚なる謝意を表したい。また企画・運営に当たられた関係者各位ならびに当研連委員の各位に感謝するとともに、シンポジウムの成功を共に喜び合うものである。

なお、本号が刊行される頃には、総合科学技術会議において日本学術会議のあり方が検討された最終報告が公にされ、日本学術会議そのものが大きく改変されて、研究連絡委員会は廃止されることになろう。そういう意味で、本シンポジウムは研連主催の公開シンポジウムとして、日本学術会議最終期(第18期)の記念すべきものとなるかもしれない。

つのだ ふみお: 日本学術会議会員, 日本医学会幹事, 岩手医科大学名誉教授 連絡先(自宅): ☎ 020-0114 岩手県盛岡市高松 4-4-27



保健所における健康危機管理のあり方について

藤本 眞一¹⁾ 角 有布子²⁾ 小窪 和博³⁾

地域保健法により基本的な保健サービスの主体は保健所から市町村へと移り、保健所の機能は、保健サービスの広域的・専門的・技術的機関という位置付けになった。こうした中で、平成に入ってから、阪神淡路大震災のような自然災害や、東海村臨界事故、雪印食中毒事件、大阪教育大学附属池田小学校の児童殺傷事件、BSEに関する食品衛生など、重大な健康危機事例が頻発しており、その際活躍した保健所の健康危機管理業務が注目されている。そこで、本稿では保健所における健康危機管理の役割について事例を通じて考察し、その問題点と課題を明らかにする。

対象と方法

全国の保健所(594カ所)の、平成7年1月1日から平成12年11月30日までのおよそ6年間に発生し、保健所で取り扱った健康危機事例を「食中毒」、「感染症」、「飲料水」、「医薬品」、「自然災害」、「その他」の6つの分野について収集し、その対応や問題点等をアンケート調査した。なお、それぞれの事例は場合によっては複数の分野にわたることもあるが、どの分野で回答するかは保健所の選択に任せた。また事例はその内容にかかわらず、保健所が健康危機と認識して対応したものに限って収集した。調査項目は、まず事例の概要と対応についての項目で、事例の発生日時、最初の立ち入りの時間、情報把握の時間・方法、

行政指導等の内容、原因物質名等、他にも分野ごとに必要と考えられる項目を用いた。次に反省点等のコメントを記入する欄を設けた。最後に対応の自己評価、分析欄を設けた。

対応の評価項目は、6分野共通の項目が「情報探知の迅速性評価」、「初動の迅速性評価」、「意思の疎通性評価」、「行政間の連携評価」、「関係機関連携評価」、「情報還元努力評価」、「報道機関対応評価」の7項目であり、他に「検査の迅速性評価」、「分析の妥当性評価」等分野別のものが6項目ある。これらを「良い」、「悪い」、「不明」の3段階で自己評価する形式を用いた。

結果

調査の結果収集した事例は総数377件で、全国様々な場所からの報告があった。

食中毒は、197件の事例が報告された。原因物質別ではサルモネラを原因菌とするものが最も多く、次いで腸炎ビブリオ、腸管出血性大腸菌、SRSV(小型球形ウイルス)等があった。また、死亡者が生じた事例が11件であった。

感染症は、67件の事例が報告され、原因物質別では腸管出血性大腸菌感染症が全体の約6割、細菌性赤痢が全体の約2割あった。その他インフルエンザ、SRSV等の報告もあった。

飲料水の事例は26件の報告があった。汚染原因物質別にみると、「油」類が最も多く、次いで

1) ふじもと しんいち：県立広島女子大学生生活科学部人間福祉学科教授

2) すみ ゆうこ：同学生

3) こくぼ かずひろ：岐阜県東濃地域保健所
連絡先：藤本眞一 ☎ 734-8558 広島県広島市南区宇品東1-1-71